

ID: 3036

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	定款の変更の認可			
法令名 根拠条項	商工会法 第44条第2項(第48条第5項において準用する場合を含む。)			
法令番号	昭和35年法律第89号			
<p>【基準】</p> <p>法第44条第2項の規定による。 (総会の決議)</p> <p>第44条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更 (2) 規約の設定、変更又は廃止 (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更 (4) その他定款で定める事項</p> <p>2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。</p> <p>3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第23条第2項及び第3項並びに第24条の規定は、第2項の認可について準用する。</p>				
標準処理期間	30日			
備考	<p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第60条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令〔昭和35年政令第149号〕 商工会法(以下「法」という。)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの(全国商工会連合会に関するものを除く。)は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>4 法第44条第2項(法第48条第5項及び法第58条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事務</p> <p>北海道経済部の事務処理の特例に関する条例(平成12年条例第16号) (市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">3 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(商工会の地区が2</td> <td style="width: 30%;">次表に掲げる市町村</td> </tr> </table>		3 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(商工会の地区が2	次表に掲げる市町村
3 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(商工会の地区が2	次表に掲げる市町村			

以上の市町村の区域にわたるものを除く。 (4) 法第 44 条第 2 項（法第 48 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可	
---	--

別表第2

……名寄市……

設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日
--------------	------------------	----------------	-----------------